

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針

那覇市指定福祉サービス事業者等指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、令和4年度指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針を定める。

<指導方針>

指導は次の方針に留意して要綱に基づき実施する。

- (1) 指導は、単に問題点の抽出を行うものではなく、指定障害福祉サービス事業者等の組織、業務、運営方針等を把握し、問題点の所在及び発生原因を明らかにした上で、その改善方策及び運営水準の向上のための具体的な指導を行うことにより、当該指定障害福祉サービス事業者等の行う支援内容の向上を図る。
- (2) 指導の実施に当たっては、指定障害福祉サービス事業者等の運営状況等をあらかじめ把握するため、過去の指導結果、事前資料等を活用して、検討分析を行う。
- (3) 指導への理解と協力が得られるように、指定障害福祉サービス事業者等の関係者に対して、あらかじめその趣旨について説明を行う。
- (4) 実地指導の際に行う面談は、指定障害福祉サービス事業者等の責任者のみならず、直接の業務担当者からも行うなど十分な情報収集に努める。
- (5) 市は、指導結果の通知及び改善報告書の内容について、その指定障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。
- (6) 令和4年度においては、次の項目に重点をおいて指導を行う。
 - (ア) 基準の人員配置に関すること
 - (イ) 給付費の請求に関すること
 - (ウ) 個別支援計画の内容及び提供する支援に関すること
 - (エ) 非常災害対策等に関すること
 - (オ) ウイルス性感染症等の感染防止対策に関すること

<集団指導>

- | | | |
|-------|---|-------------------------------|
| 対象事業所 | : | 要綱別表1の選定基準に基づく那覇市所管の全ての事業所 |
| 実施時期 | : | 令和5年3月予定
※その他必要に応じて随時実施を検討 |
| 留意事項 | : | 沖縄県との共同開催も検討する。 |

< 実地指導 >

- 対象事業所 : 要綱別表 1 の選定基準に基づき選定した事業所
実施回数及び時期 : 選定事業所毎 1 回、令和 4 年 8 月～令和 5 年 2 月
留意事項 : 実施指導通知は指導を行う日の原則 30 日前に通知する。
また、要綱第 7 条により、質問等事務の一部を指定市町村事務受託法人に委託するものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大を抑制する観点から、令和 4 年度的那覇市指定障害福祉サービス事業者等の集団指導及び実地指導について、以下の通りとする。

- ① 集団指導については、開催時の県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインを活用した動画配信形式等による実施も含め、開催を検討する。
- ② 実地指導については、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、対面ではなく書類での審査を行うことも検討する。
- ③ 対象事業所等の職員若しくは利用者において、感染が判明した場合、又は感染が疑われる場合には、沖縄県が定める、当該職員若しくは利用者の健康観察期間が経過するまでの間、実地指導を延期する。
- ④ 実地指導を担当する職員において、感染が判明した場合は、治療し治癒した後、実地指導を実施する体制が整うまでの間、実地指導を延期する。また、担当職員の感染が疑われる場合には、沖縄県が定める健康観察期間が経過するまでの間、実地指導を延期する。
- ⑤ 本市内において、国、県又は本市による感染防止のための行政命令、措置、指示、要請又はこれらに準ずる行政指導がある場合には、要請等の期間中の対象事業所等にかかる実地指導を延期する。

※参考 那覇市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（抜粋）

（指導）

第4条 指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項の周知を徹底するとともに改善の必要があると認められる事項への適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

2 指導の計画は、毎年度当初に福祉部長が定める指導方針を踏まえ、指定障害福祉サービス事業者等の状況を把握の上、効率的な指導が行われるよう実施機関において策定する。

3 指導の形態は、集団指導及び実地指導とする。

4 重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、別表1の選定基準に基づいて対象の選定を行う。

5 指導の実施に当たっては、指定障害福祉サービス事業者等から指導に必要な書類（調査書）等の提出を求めることができる。

（事務の委託）

第7条 指導及び監査について、法第11条の2及び児童福祉法第57条の3の4の規定による指定事務受託法人に、事務の一部を委託することができるものとする。

別表1（要綱第4条第4項関係）

指導の選定基準（指導形態別）

指導の形態	選定基準
集団指導	全ての指定障害福祉サービス事業者等
実地指導	1 前年度に事業を開始した指定障害福祉サービス事業者等 2 前回実地指導より3年を経過する指定障害福祉サービス事業者等 3 過去の指摘事項改善状況確認が必要な指定障害福祉サービス事業者等 4 その他実地指導を行うことが適当と認められる指定障害福祉サービス事業者等